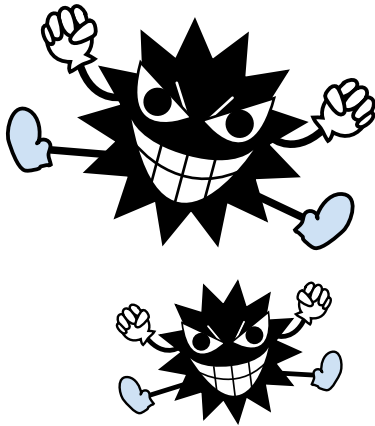


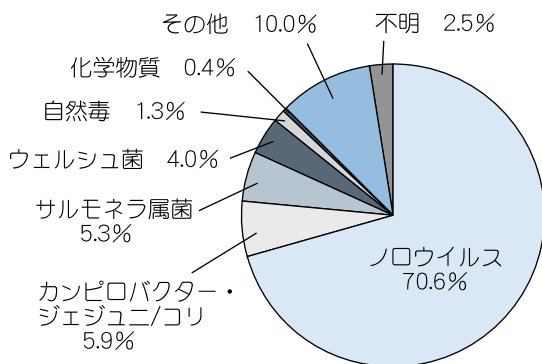
ノロウイルスによる食中毒にご注意ください



食中毒といえば、夏の暑い時期が発生のピークですが、冬に多く発生するものもあります。それは、ノロウイルスを原因とする食中毒です。

ノロウイルスによる食中毒は、1年を通じて発生しますが、ピークは1～2月頃で、11～12月頃から流行しはじめます。ノロウイルスは、人から人への感染力が強く、少量（10～100個）のウイルスが体の中に入っただけで容易に感染し、時に集団発生することがあります。

ノロウイルスによる食中毒を防ぐため、正しい知識を身につけましょう。



【厚生労働省食中毒発生状況】
食中毒患者数の構成割合（平成18年度）

主な感染経路

- ① ノロウイルスに汚染されたカキなどの二枚貝やその他の食品を十分に加熱せず食べてしまうことで感染する
- ② 感染した人の吐物や便から他の人へ感染する（二次感染）

症状

感染から発症までは、通常24～48時間です。主な症状は、吐き気・嘔吐・下痢・腹痛・軽度な発熱などです。通常これらの症状が1～3日続いたあと治癒し、後遺症也没有ありません。また、感染しても発症しない場合や、軽い風邪のような症状の場合もあります。



予防方法

▶十分に加熱をしましょう

85℃以上で1分以上加熱することで、ノロウイルスは死滅するといわれています。食品の中まで火が通るように、よく加熱しましょう。

また、生カキなどを食べる時は、必ず「生食用」のものを選び、消費期限内に食べましょう。

▶こまめに手洗いをしましょう

調理をする前、食事の前、トイレの後などはしっかり手を洗い、清潔にしておくことが大切です。

手を洗うときは、指輪や腕時計などはずし、石けんを十分に泡立てて手指を洗浄します。すすぎは流水で十分に行い、清潔なタオルやペーパータオルでふきましょう。

石けん自体には、ノロウイルスを殺す効果はありませんが、手の脂肪などの汚れを落とすことにより、ウイルスを手指から剥がれやすくする効果があります。

▶調理器具は常に清潔に保ちましょう

調理器具やふきんには、熱湯での煮沸消毒や、塩素系漂白剤などでのつけおき消毒などが有効です。

魚介類や野菜、肉など調理するときは、食品ごとに調理器具を分けるか、よく洗って使用しましょう。また、加熱前と加熱後でも調理器具を分けるか、洗ってから使用しましょう。

※塩素系漂白剤を使用するときは、「使用上の注意」をよく読み、安全に注意しましょう。

▶生ものの取り扱いは慎重にしましょう

ノロウイルスに汚染された食材などを水洗いした場合、水しぶきが周囲に飛び散ることがあります。このような経路で感染がおこることもありますので、調理の際は気をつけましょう。

感染したと思ったら…

- ・ 乳幼児や高齢者は、ひどい下痢や嘔吐により脱水症状を引き起こすことがあります。十分に水分補給を行い、早めに医療機関を受診しましょう。
- ・ 自分の判断で市販薬を飲むのはやめましょう。いわゆる下痢止め薬は、病気の回復を遅らせることがあるので、使用しないことが望ましいでしょう。
- ・ 患者の吐物や便の処理をするときは、使い捨て手袋などを使用しましょう。汚れた衣類などは、他のものと分けて洗濯、消毒しましょう。ノロウイルスは、乾燥

すると空中に漂いやすくなり、これが口に入って感染することがあります。吐物や便は、乾燥しないうちに、床などに残らないよう速やかに処理し、処理後はよく換気しましょう。

- ・ 下痢をしている人の入浴は、シャワーのみが、一番最後にしましょう。
- ・ 症状が治まってからも、2～3週間ぐらいは便の中にウイルスが含まれるので注意しましょう。

手洗い、消毒、食品の加熱を十分に行い、感染しないよう気をつけましょう。

■ 問い合わせ先 中央保健センター予防係 ☎ (0857)20-3191

鳥取砂丘イリュージョンV

砂丘を彩る光の祭典「鳥取砂丘イリュージョン」。5回目の今年は、麒麟獅子や傘踊りなど『いなばの詩情』をメインテーマとしたイルミネーションを中心に開催します。

と き 12月22日(土)～平成20年1月3日(木)
18:00～22:00
※31日(月)は翌午前1時まで点灯します。

ところ 鳥取砂丘市営駐車場周辺

イベント

オープニングセレモニー 22日(土) 17:30～
ゴスペルコンサート 23日(日) 18:30～
クリスマスコンサート 24日(月・祝) 18:30～
年越しカウントダウン 31日(月) 23:50～

毎日やってます!
点灯式: 17:59～
あなたも点灯者になれるかも!?

《ボランティア募集》

鳥取砂丘イリュージョン実行委員会では、一緒にこのイベントを運営していただくボランティアを募集しています。

問い合わせ先 観光コンベンション推進課 ☎(0857)20-3227



世界人権宣言 (抜粋)

【第1条】

私たちはみな、生まれながらにして自由です。1人ひとりがかけがえのない人間です。

【第2条】

私たちはみな、意見の違いや生まれ、男、女、宗教、人種、ことば、皮膚の色の違いによって差別されるべきではありません。また、どんな国に生きていようと、その権利に変わりはありません。

【第6条】

私たちはみな、だれでも、どこでも法律に守られて、人として生きることができます。

【第18条】

すべて人は、思想、良心と宗教の自由の権利をもっています。

【第19条】

すべて人は、意見、表現の自由の権利をもっています。

※わかりやすく翻訳しています。

人権週間

12月4日(火)～10日(月)

「世界人権宣言」は、すべての人の基本的人権および自由を尊重し確保するために、世界のすべての人々とすべての国々が達成すべき共通の基準として、昭和23年12月10日の第3回国連総会で採択されました。国連は、世界人権宣言採択を記念して、12月10日を「人権デー」と定め、加盟国に対し、人権擁護活動

推進するための各種行事を実施するよう要請しています。

日本では、12月4日～10日を「人権週間」と定め、全国各地で世界人権宣言の意義を訴える広報や、人権尊重思想の普及高揚を図る催しが行われています。

昭和62年に人権尊重都市宣言を行った本市でも、世界人権宣言推進鳥取市実行委員会を組織し、人権標語・ポスターの展示・街頭啓発・講演会などの取り組みを行い、人権の尊重を訴えています。

第59回人権週間行事

人権週間フォーラム

- と き 12月9日(日) 10:00～17:00
- ところ 鳥取県民ふれあい会館(扇町)
- 内 容
 - ▷映画「アントブリー」／10:30～
 - ▷開会式および人権標語、ポスター・人権作文コンテスト表彰式／12:30～
 - ▷人権作文朗読／13:20～
 - ▷講演会 講師: 武田さち子さん
演題: 「いじめは子どもの心のSOSです!」
 - ▷映画「手紙」／15:30～

■問い合わせ先 市役所本庁舎人権推進課
☎(0857)20-3144